

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
佐賀県	鹿島市	太陽光発電設備設置事業費補助金	補助金	(1)個人住宅(事故の居住用)、併用住宅(個人住宅と一体になった店舗等)において、全量売電していない (2)鹿島市の住民基本台帳に登録、市税の滞納がない(暴力団関係は除く) (3)太陽電池モジュールが10kW未満、対象経費が1kW当たり65万以下(税抜き)である (4)申請日の属する年度末(3月31日)までに完了見込みである (5)県内事業者が設置に係る工事を行う	最大出力値(kW/小数点以下2桁未満切捨て)に2万円を乗じて得た額 (最大6万円)	令和4年4月1日～令和5年3月31日 (ただし、予算上限に達した場合は、その時点で終了)	<a href="https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/204.html">https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/204.html</a>	環境下水道課 0954(63)3416
佐賀県	上峰町	上峰町住宅用太陽光発電システム設置補助	申請	町内に設置するもの	1kW2万円、上限8万円	H28年～	<a href="https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003125/index.html">https://www.town.kamimine.lg.jp/kiji003125/index.html</a>	住民課環境係
佐賀県	唐津市	(仮称)唐津市低炭素社会推進事業	補助金	補助対象設備を導入する市民	補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を上限	R5年度から(予定)		市民環境部環境課
長崎県	平戸市	地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金	補助金	太陽電池モジュールの最大出力1kW当り 20,000円(上限10万円) ※1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額	100,000円(上限)	単年		令和3年度まで(商工物産課) 令和4年度～(市民課) 令和4年度～(市民課)
				高効率給湯器	設置費用×1/2以内 100,000円(上限)			
熊本県	熊本市	熊本市省エネルギー機器等導入推進事業補助金	補助金	①【太陽光発電設備導入補助金】 (1)補助金の交付に係る申込みの日において、太陽光発電設備を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2)補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3)市税の滞納がないこと。 (4)熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。 ⑦【蓄電池導入補助金】 (1)補助金の交付に係る申込みの日において、蓄電池を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は生計を一にする家族が居住する者であること(当該者又は当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2)補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3)市税の滞納がないこと。 (4)熊本市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	1件につき8万円	2022年5月30日～2023年3月10日 (事業所向けは別)	<a href="https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&amp;id=19867&amp;class_set_id=2&amp;class_id=96">https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&amp;id=19867&amp;class_set_id=2&amp;class_id=96</a>	環境局 温暖化・エネルギー対策室

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	八代市	八代市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助	<p>【対象者】</p> <p>(1)市内に居住または居住を予定する者。</p> <p>(2)対象システム(または蓄電池)を既に設置していないこと。</p> <p>(3)電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶ個人であること。</p> <p>(4)世帯員全員に市税等の滞納がないこと。</p> <p>【対象システム及び対象蓄電池】</p> <p>(太陽光発電システム)</p> <p>(1)自ら居住する専用住宅又は併用住宅(法人名義及び賃貸用を除く)に設置するもの。</p> <p>(2)対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するもの。</p> <p>(3)設置前に使用されたものでないこと。</p> <p>(4)交付申請日の属する年度末日までに設置を完了するもの。</p> <p>(定置式リチウムイオン蓄電池)</p> <p>(1)太陽光発電システム設置住宅に設置するもの。</p> <p>(2)太陽光発電システムで発電した電気を貯めて、夜間、災害時等にその電気を使用できるもの。</p> <p>(3)・(4)太陽光発電システムと同じ。等</p>	<p>【太陽光発電システム】</p> <p>1kW あたり 15,000 円 (上限 50,000 円)</p> <p>【蓄電池】</p> <p>定額 50,000 円</p> <p>※ただし市内業者と業務請負契約を締結した場合は 20,000 円上乗せ</p>	R4.4.1～予算がなくなり次第終了	<a href="http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00317138/index.html">http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00317138/index.html</a>	市民環境部環境課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	上天草市	上天草市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	補助金	<p>【補助対象者】 次のすべての要件を満たす個人とします。 (1)本市に居住し、又は実績報告時までに住民登録を有し、自ら居住する専用住宅又は併用住宅(これらのうち賃貸用のものを除く。以下「対象住宅」という。)に対象設備を設置する方 (2)対象設備の設置工事を行っていない方 (3)過去に同一の対象設備に関する本市の補助金の交付を受けていない方 (4)交付申請をした日の属する年度の3月10日までに、対象設備の設置を完了できる方 (5)対象設備のうち、太陽光発電システムを設置しようとする場合は、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことのできる方 (6)市税等を滞納していない方</p> <p>【対象設備】 太陽光発電システム (1)対象住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連結するものであること。 (2)太陽電池の公称最大出力が10キロワット未満であること。 (3)太陽光モジュールが、次のアからウまでのいずれかの規格等に適合していること。 ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。 イ 一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。 ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているものであること。 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。 定置用リチウムイオン蓄電システム 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 エネルギー管理システム 一般社団法人エコネットコンソーシアムの定める ECHONET Lite 規格の認証を取得していること。</p>	<p>太陽光発電システム 1件当たり上限5万円 家庭用燃料電池システム(エネファーム) 1件当たり上限10万円 定置用リチウムイオン蓄電システム 1件当たり上限10万円 エネルギー管理システム(HEMS) 1件当たり上限1万円</p>	R4.4.1～ R5.1.31(予算がなくなり次第終了)	<a href="https://www.city.kamiyama.kumamoto.jp/q/avi-ew/317/15692.html">https://www.city.kamiyama.kumamoto.jp/q/avi-ew/317/15692.html</a>	市民生活部 環境衛生課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	天草市	天草市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが居住する市内の住宅に対象システムを設置する者、又は対象システムが設置された市内の建売住宅を自ら居住するために購入する者</li> <li>・電力会社と電灯契約を締結する者</li> <li>・市税等の滞納がないこと</li> </ul> <p>【対象システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用太陽光発電システム</li> <li>・発電した電気を住宅で消費し、余剰の電気を低圧配電線に逆流させるもの</li> <li>・経済産業大臣から10kW未満の太陽光発電設備の認定を受けたもの</li> <li>・未使用品であるもの</li> <li>○蓄電システム</li> <li>・蓄電容量が2kWh以上であること</li> <li>・国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアティブ(SII)が認めたもの、又は市長がそれと同等と認めたもの</li> <li>・住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの</li> <li>・未使用品であるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅用太陽光発電システム※商品券を交付</li> <li>1件あたり5万円(ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は10万円)</li> <li>○蓄電システム※商品券を交付</li> <li>1件あたり5万円(ただし、市内に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は10万円)</li> </ul>	令和4年4月1日～令和5年3月10日 (予算がなくなり次第終了)	<a href="http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031116/index.html">http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0031116/index.html</a>	市民生活部 市民生活課
熊本県	南関町	家庭用再生可能エネルギー導入促進事業助成金	補助金	<p>・助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に有する者であること。</p> <p>(2) 同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。</p> <p>(3) 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。</p>	補助対象経費の20%以内(上限5万円)	令和3年度～	<a href="https://www.town.nankan.lg.jp/">https://www.town.nankan.lg.jp/</a>	税務住民課 環境対策係
熊本県	菊陽町	菊陽町住宅用太陽熱温水器等設置費補助金	補助金	自ら所有し居住する町内の住宅に温水器等を設置又は温水器等を設置した住宅を購入する方で、同一生計者を含め、町税を滞納していない方	補助対象経費の5分の1(消費税を除き千円未満切り捨て、限度額5万円)	令和4年度	<a href="https://www.town.kikyuo.lg.jp/kiji0031456/index.html">https://www.town.kikyuo.lg.jp/kiji0031456/index.html</a>	環境生活課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	南小国町	南小国町太陽光発電設備等導入促進事業補助金	補助金	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に居住する個人または町内に事業所を有する法人</li> <li>・申請時点で、本町の町税等を滞納していないこと</li> <li>・自己所有かつ町内に所在する住宅若しくは事業所又はその敷地内に発電設備等を購入し設置するもの</li> </ul> <p>【設備要件】</p> <p>(太陽光発電設備)及び(風力発電設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公称最大出力の合計値が1キロワット以上10キロワット未満のもの</li> <li>・未使用品であること</li> <li>・発電により得られる電力の全部または一部を自家消費することが可能な構造となっていること</li> <li>(蓄電池設備)</li> <li>・発電設備と同時に購入・設置すること</li> <li>・蓄電容量5キロワットアワー以上かつグリーンモード又は太陽光活用モード対応であること</li> <li>・蓄電容量1キロワットアワー当たりの機器費(蓄電池本体のみ)が20万円以下であること</li> <li>・一般社団法人環境共創イニシアチブが登録及び公表する蓄電システム登録済製品一覧に掲載されている製品であること、又はそれと同等以上の性能を有することを証明できる製品であること</li> <li>・本補助金を活用して設置する発電設備から充電するとともに、当該蓄電池により供給される電力を同発電設備の設置場所含む一の需要場所で使用するものであること</li> <li>・未使用品であること</li> </ul>	1事業につき1回(太陽光発電設備)及び(風力発電設備)・発電設備の公称最大出力の合計値に2万円を乗じて得た額、上限20万円(蓄電池設備)・蓄電池購入及び設置に係る補助対象経費の総額と10万円のいずれかの低い方の額	令和4年4月1日～令和5年3月31日(予算の範囲内)	<a href="https://www.town.minamioguni.lg.jp/news/2022/1830.html">https://www.town.minamioguni.lg.jp/news/2022/1830.html</a>	まちづくり課 企画商工観光係
熊本県	高森町	高森町住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	居住する町内の住宅(店舗及び併用住宅含む)に最大出力4キロワット以上の発電システムを新規に設置する者。	1件あたり5万円	令和4年度	本年度分に関しては補助上限に達したため受付終了	政策推進課
熊本県	嘉島町	嘉島町住宅用太陽光発電設置費補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘉島町に住所を有する方。ただし、新築住宅に設置する場合は完了報告時に設置住所に住民登録を有する方。</li> <li>・町内に自己の居住用に建築されている家屋または建築を予定している家屋に未使用の太陽光発電システムを設置する方。</li> <li>・町税(町民税、固定資産税、国民保険税および軽自動車税)を滞納していない方。</li> <li>・申請日以降に太陽光発電システムの設置工事に着手し、当該年度の3月31日までに工事を完了する方。</li> <li>・電力会社と電灯契約を締結することができる方。</li> </ul> <p>※補助対象は次の数値のいずれかが10キロワット未満である必要があります。</p> <p>ア 太陽電池の公称最大出力 イ パワーコンディショナーの定格出力</p>	1kWあたり15,000円 上限50,000円	令和4年度(予算の範囲内で令和5年2月まで受付)	<a href="https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/200/1524.html">https://www.town.kumamoto-kashima.lg.jp/q/aview/200/1524.html</a>	都市計画課環境係

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	益城町	益城町省エネルギー機器設置費補助金	補助金	益城町に居住又は転入する者で、町内の既存住宅または町内に新築する住宅(店舗等との併用住宅を含む)に新たに蓄電池システムを設置する者。 世帯全員が町税を滞納していない者。 設置工事が申請年度の3月31日までに完了する者。	蓄電池+太陽光発電システム(10kW未満):10万円 蓄電池のみ:8万円 予算の範囲内:200万円(補正無)	令和4年度 受付期間は、申請する年度の4月1日から2月末日までになります。	<a href="https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0033091/index.html">https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0033091/index.html</a>	住民課 環境衛生係
熊本県	山都町	山都町山の都創造事業補助金 (山の都のエコライフ支援事業)	補助金	住宅用太陽光発電システム ・町内に住所を有する個人及び事業者で、自らが居住する町内の既存住宅及び新築住宅(店舗等との併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置しようとする者 ・低圧配電線及び逆潮流有りで連結されているものであって、未使用であるもの  住宅用太陽熱利用システム ・自らが居住する町内の既存住宅及び新築住宅(店舗等との併用住宅を含む)に太陽熱利用システムを設置しようとする者 ・太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器または不凍液等を強制循環する集熱器と貯熱層等から構成されるものであって、未使用であるもの。	・住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力1kW当たり2万円 ・補助限度額10万円  ・補助対象経費の1/5以内 ・補助限度額3万円	令和4年度		環境水道課
熊本県	氷川町	氷川町住宅用新エネルギー等導入促進事業費補助金交付規則	補助	(1)町内に住所を有するもの、又は賃貸人の承諾が得られた住宅等を借りているもの、若しくは町内に新築又は購入し、住居を町内に定めるもの (2)町税に滞納のないもの	【太陽光利用発電施設】 1kWあたり25,000円(上限100,000円) 【太陽熱利用施設】 ・自然循環型 事業費の1/5以内(上限25,000円) ・強制循環型 事業費の1/5以内(上限50,000円) 【CO2冷媒ヒートポンプ給湯器】 太陽光利用発電施設と同時に設置する場合には限り事業費の1/2以内(上限100,000円)	R4.4.1~予算がなくなり次第終了	<a href="https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0032613/index.html">https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0032613/index.html</a>	町民課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
熊本県	多良木町	多良木町住宅リフォーム事業補助金	補助金	<b>【対象建築物】</b> 建築から3年以上経過した町内に存する建築物で、住宅及び住宅に附属する倉庫 <b>【補助対象者】</b> (1)本町の住民基本台帳に登録されている者、又は町内に移転を予定し、本町の住民基本台帳に登録を予定している者 (2)該当建築物に居住(居住を予定)している者又は貸家目的に所有しているもの (3)徴税及び公共料金等を滞納していない者 (4)補助対象工事について、本町で実施している他の補助金又は助成金の交付を受けていない者。	補助対象経費の20%以内 (上限20万円) 複数回の利用は不可(1回限り)	平成30年度～		建設課
熊本県	山江村	山江村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	補助金	・山江村に居住し、又は居住を予定する者 ・交付申請をした日の属する年度の末日までに、対象システムの設置を完了すること。 ・電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶことができる個人であること。 ・その属する世帯のすべての者が村民税等を滞納していないこと。 ・過去にこの要項による補助金の交付を受けていないこと。	対象システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力の数値に15,000円を乗じた額とし、5万円を上限とする。	平成25年4月1日～	<a href="https://www.vill.yamae.lg.jp/pagetop/kurashi/sumai/2/788.html">https://www.vill.yamae.lg.jp/pagetop/kurashi/sumai/2/788.html</a>	企画調整課
熊本県	あさぎり町	あさぎり町個人用住宅新増築及びリフォーム助成事業	助成金	<b>【対象者】</b> (1)町内に住所を有する個人で、工事代金の全てを口座振り込みで支払う者。 (2)世帯全員に町税等の滞納がなく、あさぎり町暴力団排除条例第2条第1号又は2号に該当しない者。 <b>【対象要件】</b> あさぎり町内に住所を有する事業者が施工するもの。	新増築及びリフォーム：工事費の1割。上限50万円。 住宅用太陽光発電：工事費の1割。上限20万円。	R2.4～3年間の時限	例規 ( <a href="https://www.town.asagiri.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r002RG00000919.html">https://www.town.asagiri.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r002RG00000919.html</a> )	商工観光課

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署	
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)				
熊本県	苓北町	苓北町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱	補助金	補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。 (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、自ら居住する町内の専用住宅又は併用住宅(これらのうち賃貸用ものを除く)に対象システムを設置する者又は設置済みの建売住宅を購入する者であること。 (2) 対象システムを設置する住宅に居住し住民登録をしている者であること。 (3) 町税等を滞納していないこと。 (4) 対象システムのうち、太陽光システムを設置する場合は、第8条の規定による実績報告時までに電力会社と電灯契約及び余剰電力の供給契約をしていること。 (5) 同一年度内に、この要綱に基づく同じ種類の助成を受けていないこと。 (6) 第5条に規定する交付決定の前に、対象システムの工事に着工していないもの。 建売の場合は、対象システムが設置された建物の引き渡しが行われていないもの。 (7) 第5条の規定により交付申請をした日の属する年度末までに、対象システムの設置を完了すること。	【太陽光発電システム】 1件あたり10万円とする。 ただし、町外に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は5万円とする。 【蓄電システム】 1件あたり10万円とする。 ただし、町外に本店、支店、営業所等を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は5万円とする。	【受付期間】 令和4年4月1日～令和5年1月31日(予算の範囲内)	<a href="https://reihoku-kumamoto.jp/19967/">https://reihoku-kumamoto.jp/19967/</a>	企画政策課
宮崎県	宮崎市	宮崎市太陽光発電システム等導入促進補助金	補助金	策定中	策定中	策定中	現在、要綱策定段階のため未定。 策定次第、市ホームページに掲載する予定。	環境政策課
宮崎県	都城市	都城市住宅リフォーム促進事業(令和3年度新規事業)	申請方式	補助対象者…市内に居住し、住民登録を有する者等、一定の条件を満たした者。 補助対象住宅等…補助対象者の居住の用に供する等、一定の条件を満たした施設。	20万円以上の工事。 補助対象経費の10%(1,000円未満切り捨て)上限10万円	R4.4.1～ R5.1.31(受付期間)	申請者が居住かつ所有している住宅の増改築・修繕等の工事に対する補助制度における対象工事に含まれる。なお、太陽光発電システムの設置に関して、収益を得る場合(売電等)の製品購入費は除く。設置工事代のみ対象。	商工観光部 商工政策課 TEL:0986-23-2983
宮崎県	串間市	自家消費型新エネルギー導入促進事業	補助金	自ら居住するために用いる市内の住宅に太陽光発電パネルと住宅用蓄電池を同時に設置する方 もしくは、太陽光発電パネルをすでに設置して新たに住宅用蓄電池を購入し設置する方	太陽光発電パネルと住宅用蓄電池同時設置 ・市内業者利用時20万円 ・市外業者利用時10万円 住宅用蓄電池を追加設置 ・市内業者利用時10万円 ・市外業者利用時5万円	令和4年4月1日から 予算に達し次第終了	先着順、予算の範囲内	市民生活課 直通 0987-72-1356



実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
宮崎県	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町移住者向け住宅建築支援事業補助金	補助金	住宅の新築・増改築の工事に要する費用が100万円以上であり、下記に該当する方 (1)新築等により新たに町内に世帯で移住する者で、町税等の滞納がない者 (2)補助金交付後、5年以上居住し、町内会組織に加入する者 (3)移住して3年経過していない者	補助対象経費の2分の1以内の額 (上限100万円) また、下記に該当がある場合は補助額に加算する。 ・子ども加算10万円 ・太陽光パネル設置加算10万円	R4.4.1～ R5.3.31	予算の範囲内で交付	企画課 企画調整グループ 0982-82-1717
		五ヶ瀬町空き家利活用促進支援補助金	補助金	空き家の所有者または利用者が、空き家の改修及び不要物の撤去に要する費用に対し補助金を交付する。  補助対象者…一定の条件を満たす者	補助対象経費の2分の1以内の額 (上限160万円) また、下記に該当する場合は補助額に加算する。 ・子ども加算10万円 ・太陽光パネル設置加算10万円			
鹿児島県	鹿児島市	太陽光 de ゼロカーボン促進事業補助金	補助金	市税の滞納がなく、鹿児島市内に本社・営業所を有する事業者が設置工事等を行う場合で、以下の区分に応じ、右欄に掲げる要件を満たす者。ただし、これまでに対象システムのいずれかの設置に際し、市から補助金を受けている場合を除く。 【個人住宅】 (1)自ら所有する個人住宅に、対象システムを設置し所有する者又は、対象システムが設置された個人住宅を購入する者(以下「設置者等」という。)で、実績報告書の提出日において、対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有する者。(2)設置者等で、実績報告書の提出日において、やむを得ない事由により対象システムを設置した市内の住宅に住民票を有しない者であって、かつ同日において当該住宅に生計を一にする親族が住民票を有している者。 (3)自ら所有する貸与住宅に、対象システムを設置し所有する者又は、対象システムが設置された住宅を購入し、貸与住宅とする者。 【共同住宅】 (1)太陽光発電システムを設置し所有する共同住宅(分譲)の管理組合又は共同住宅(貸与)の所有者(2)太陽光発電システムが設置された共同住宅(分譲・貸与)を購入する場合 ①共同住宅(分譲)の管理組合 ②共同住宅(貸与)の所有者 太陽光発電システムを自らが所有する建物	個人住宅 15,000円/kW 上限150,000円 (10kW未満) 共同住宅 20,000/kW 上限200,000円 (10kW未満)	H28～ (太陽光補助はH16～)	<a href="https://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/saiene/zeroenehojyo.html">https://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/kankyo/saiene/zeroenehojyo.html</a>	再生可能エネルギー推進課

実施自治体	制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
		方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
鹿児島県 薩摩川内市	地球にやさしい環境整備補助金事業	補助金	下記の5つすべてを満たしている者 ・自ら居住・使用する住宅・事務所等に太陽光発電設備を設置する予定の者(個人、法人等)。又は自住・使用するために太陽光発電設備の設置済み建売住宅・事務所等を購入する予定の者。 ・市内の施工業者により太陽光発電設備を設置する予定の者。 ・補助金の完了報告書提出の日までに、自ら居住、又は事務所の使用を始めている者。 ・市税等を滞納していない者。 ・太陽光発電設備を設置し、非常時等に市民への電源供給等の協力すること。	30,000円/kW 上限 200,000円 (10kW未滿)	H23～	<a href="https://jisedai-energy-satsumasendai.jp/information/18597/">https://jisedai-energy-satsumasendai.jp/information/18597/</a>	産業戦略課
鹿児島県 肝付町	地球にやさしい環境・エネルギー政策事業補助金制度	補助金	1 自らが居住する町内の住宅に発電システムを設置した者、または設置済みの建売住宅を購入した購入した者 2 平成24年4月1日以降に新たに発電システムを設置し、電力会社と電力受給を開始した者 3 町内に住所を有する者 4 町税等を滞納していない者 5 発電システム設置後に町から求めがあった場合、発電量データの提供等の協力ができる者 6 補助額には限りがありますので、補助申請前に必ず確認をすること 上記のすべての条件をみたす者	15,000円/kW 上限 70,000円 (10kW未滿)	H28.4.1～	<a href="https://kimotsuki-town.jp/soshiki/juminka/2/4/769.html">https://kimotsuki-town.jp/soshiki/juminka/2/4/769.html</a>	住民課
沖縄県 沖縄市	沖縄市住宅用太陽光・省エネ設備設置補助金	補助金	・市内に住所を有する個人であること ・市税等の滞納の無い事 ・市の求める報告に協力できること ・対象設備を設置した日(太陽光発電システムにおいては電力会社と電力の受給を開始した日)の翌日から6カ月以内又は設置した(電力の受給を開始した)年度の3月31日までに申請できること	太陽光発電システム:1件5万円 CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器:1件3万円	R4.4.1～ R5.3.31	<a href="https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k017-002/chiikikankyoku/kankyou/energy/332.html">https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k017-002/chiikikankyoku/kankyou/energy/332.html</a>	市民部環境課
沖縄県 嘉手納町	嘉手納町住宅リフォーム支援事業補助金	補助金	町民が自己の所有する住宅を町内の施工業者(法人にあっては本店、個人にあっては本町に住民票を有する者に限る。)を利用して実施するリフォーム工事を対象とする。	経費の1/2又は30万円のいずれか低い額	R4.6～ R4.12	<a href="https://www.town.kadena.okinawa.jp/info/n6595.html">https://www.town.kadena.okinawa.jp/info/n6595.html</a>	都市建設課

実施自治体		制度名称	助成制度の概要			実施期間	備考 (制度 URL、その他)	担当部署
			方法	対象	補助金額・限度額 (償還方法・利率等)			
沖縄県	石垣市	石垣市住宅用太陽光発電システム設置補助事業	補助金	条件を満たす市民 ・市税を滞納していない石垣市民 ・稼働状況について、市の求める情報提供に協力できること ・同一世帯で過去に該当補助金を受けていないこと ・前年 10 月 1 日から今年 9 月末までに電力会社と需給契約を行った 10kW 未満の個人住宅用システムであること ・リース契約によるシステムでないこと	3万円	募集申請期間は令和 4 年 10 月中(約 1 か月間)	本市 HP 及び広報誌に募集期間中掲載(10 月頃)	市民保健部環境課
沖縄県	与那原町	与那原町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	口座振込	(1) 町内に住所を有する者で、自らが居住する住宅に対象システムを設置又は対象システムを設置した新築住宅を購入した者であること。 (2) 電力会社と電灯契約及び電力受給契約を締結できる者であること。 (3) 与那原町補助金等の交付に関する規則(昭和 53 年規則第 1 号)第 5 条第 4 号に規定する町税等を滞納していないこと。 (4) 同一世帯で過去に補助金の交付を受けていないこと。 (5) 対象システムを設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。	3万円/世帯	H24.4.1~	<a href="https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/topics/pdf/infoSunSystemHojoStart.pdf">https://www.town.yonabaru.okinawa.jp/topics/pdf/infoSunSystemHojoStart.pdf</a>	生活環境安全課